

業務改善助成金における端数処理のルール

Q 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数が出た場合、
賃金の引き上げ額はどのように扱われますか？

A 時間額以外の方法で賃金額が定められる場合であれば、1時間あたりの額に1円未満の端数が出る場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引き上げれば業務改善助成金における賃金引き上げと認められます。

例) 申請コース 70円コース (月所定労働時間 173時間の場合)

引き上げ前賃金 183,000円 ⇒ 時給額換算 1057.803…円

↓ (引き上げ)

◆引き上げ後賃金 195,100円 ⇒ 時給額換算 1127.745…円 NG (70円未満)

◇引き上げ後賃金 195,110円 ⇒ 時給額換算 1127.803…円 OK

上記例の場合は、◆は実質70円以上引き上げしていないためNGです。◇は70円以上賃金が引き上げられているため、業務改善助成金における賃金引き上げに該当します。

Q 基本給に1円未満の端数が出た場合、どのように処理をすればいいですか？

A 1円未満の端数が出た場合は切り上げて支払ってください。

例) 時間額 1,026円×170時間 2分
＝時間額 1,026円×170時間 ＋ 時間額 1,026円×2分÷60分
＝174,420円 ＋ 34.199…円
＝174,454.199…円
⇒174,455円として支給する

端数処理で最低賃金を下回っているケースが多々見られます。上記例の、端数を切り捨てると時間額 1,026円（令和7年度鹿児島県最低賃金）を下回ってしまいます。

Q 割増賃金（残業手当）に1円未満の端数が出た場合、どのように処理をすればいいですか。

A 労働基準法上認められている処理は下2つになります。

① 1時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合

50 銭未満の端数を切り捨てて支給、 50 銭以上 1 円未満の端数を切り上げて支給

例) 割増賃金額（時給換算額）：1,426.25 円⇒1,426 円

割増賃金額（時給換算額）：1,426.56 円⇒1,427 円

② 1 か月間における割増賃金の総額に 1 円未満の端数が生じた場合

①と同じ処理を行う。

例) 割増賃金額（1 か月間）：13,446.26 円⇒13, 446 円

割増賃金額（1 か月間）：13,446.54 円⇒13, 447 円